

1 2. 港湾運送事業の概要について

第32回 港湾行政実務研修

港湾運送事業の概要について

令和2年11月5(木)
港湾局 港湾経済課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

1. 港湾運送とは
2. 港湾運送の特性
3. 港湾運送事業法の概要
4. 港湾運送事業の概要
5. 港湾労働者について

1. 港湾運送とは

港湾運送とは・・・

港湾運送事業法により、他人の需要に応じて行う行為として、港湾において船舶への貨物の積卸し、貨物の仕分け等を行う上屋等への搬出入及び一時保管、船積み貨物の重量の検査や証明等を港湾運送と定義している。



港湾荷役で利用されている荷役機械(1)

コンテナ貨物用



ガントリークレーン



トランスファークレーン



ストラドルキャリア



トップリフター



構内シャーシ



リーチスタッカー

2

港湾荷役で利用されている荷役機械(2)

バルク貨物用



アンローダークレーン



ショベルローダー



ブルドーザー



スタッカリクレーマ

3

2. 港湾運送の特性

港湾運送の特性

港湾運送には次の3点の大きな特性がある。

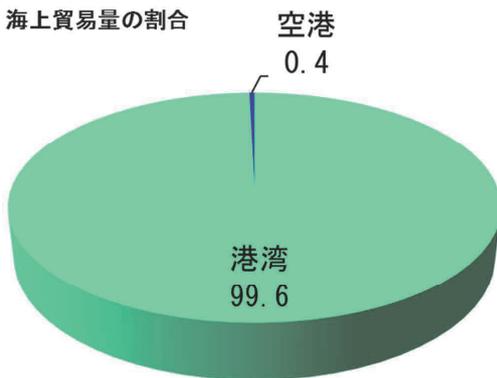
- ①海上輸送と陸上輸送を結ぶ物流の要
- ②業務量の波動性
- ③労務供給性・労働集約性

①海上輸送と陸上輸送を結ぶ物流の要

○海上輸送と陸上輸送の結節点である港湾において、両者を円滑に結びつける不可欠かつ重要な役割を担う。

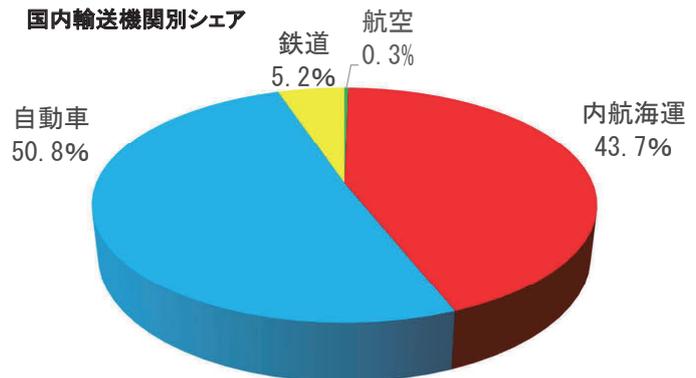
- ・我が国貿易量（トンベース）の99.6%、国内輸送（トンキロベース）の43.7%が港湾を經由。
- ・港湾運送が不安定化すると代替措置が講じにくく、直ちに貿易及び経済活動に悪影響を及ぼす。

海上貿易量の割合



出典: 出典: (公社)日本港湾協会(監修:国土交通省港湾局)
「数字でみる港湾2019」

国内輸送機関別シェア



出典: 国土交通省海事局
「海事レポート2019」

5

②業務量の波動性

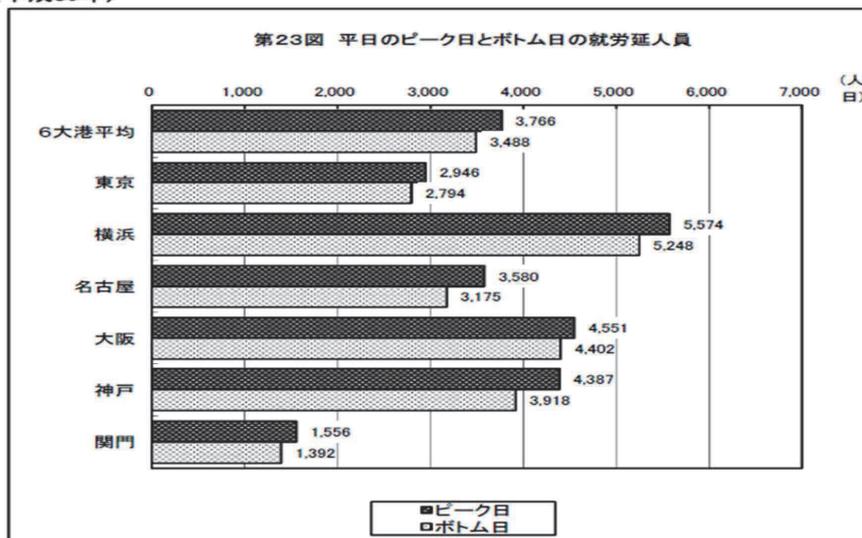
○日ごとに業務量の格差が生じる。

- ・景気等に左右される荷動きの動向による影響のほか、船舶の運航スケジュールも気象、海象により必ずしも安定的ではなく、荷役の実施自体も天候に依存。

○業務が少ない日には、労働力の一部が遊休化し、非効率が生じやすい。

- ・常時一定規模の労働者が必要である一方、日雇労働者に対する潜在的需要が存在。

(平成30年)



出典: 厚生労働省
「平成30年港湾運送事業雇用実態調査」

6

③ 労務供給性・労働集約性

- 特定の荷主、船社に依存した体質になりやすい。
 - ・船社、荷主からの求めに応じ港湾荷役の労務を提供するという受注型の労務供給の事業。
- 日雇労働者の労務供給を業とする悪質事業者が参入しやすい。
- 労働問題が発生しやすい。労働環境が厳しく、中小事業者が多い。



仕事を求める港湾労働者
(大阪港)



バナナ荷役の作業
(昭和38年)



昭和40年代の暴力団手配師による違法労働者供給の摘発記事

3. 港湾運送事業法の概要

港湾運送事業の定義

○港湾運送事業は

- ◇他人の需要に応じて行う行為（港湾運送事業法（以下「法」という。）第2条第1項）
- ◇営利を目的としないことを問わず行う事業（法第2条第2項）
- ◇8つの行為を7つの事業の種類に分類（法第3条）

- ①一般港湾運送事業 一貫元請行為（法第2条1項1号）を行う事業
- ②港湾荷役事業 船内荷役行為（法第2条1項2号）及び
沿岸荷役行為（法第2条1項4号）を行う事業
- ③はしけ運送事業 はしけ運送行為（法第2条1項3号）を行う事業
- ④いかだ運送事業 いかだ運送行為（法第2条1項5号）を行う事業
- ⑤検数事業 検数行為（法第2条1項6号）を行う事業
- ⑥鑑定事業 鑑定行為（法第2条1項7号）を行う事業
- ⑦検量事業 検量行為（法第2条1項8号）を行う事業

港湾運送事業の種類(1)

○事業の種類(法第3条)

- ①一般港湾運送事業 : 船社又は荷主の委託を受けて、港湾における船積貨物の受け渡しに併せて、船内荷役等の作業を一貫して行う事業
- ②港湾荷役事業 : 港湾においてする船積貨物の船舶から(へ)の積み卸し(船内荷役)及び船積貨物の上屋、野積場への搬出入、荷捌き、保管(沿岸荷役)を行う事業
- ③はしけ運送事業 : 港湾における貨物のはしけによる運送等を行う事業
- ④いかだ運送事業 : 港湾におけるいかだに組んでする木材の運送及び木材の水面貯木場への搬出入、荷捌き、保管を行う事業

①一般港湾運送事業
一貫元請行為（1種）



②港湾荷役事業
船内荷役行為（2種）



②港湾荷役事業
沿岸荷役行為（4種）



③はしけ運送事業
はしけ運送行為（3種）



④いかだ運送事業
いかだ運送行為（5種）



港湾運送事業の種類 (2)

○事業の種類(法第3条)

- ⑤ 検数事業 : 船積貨物の個数の計算又は受け渡しの証明を行う事業
- ⑥ 鑑定事業 : 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業
- ⑦ 検量事業 : 船積貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業

⑤ 検数事業
検数行為 (6種)



⑥ 鑑定事業
鑑定行為 (7種)

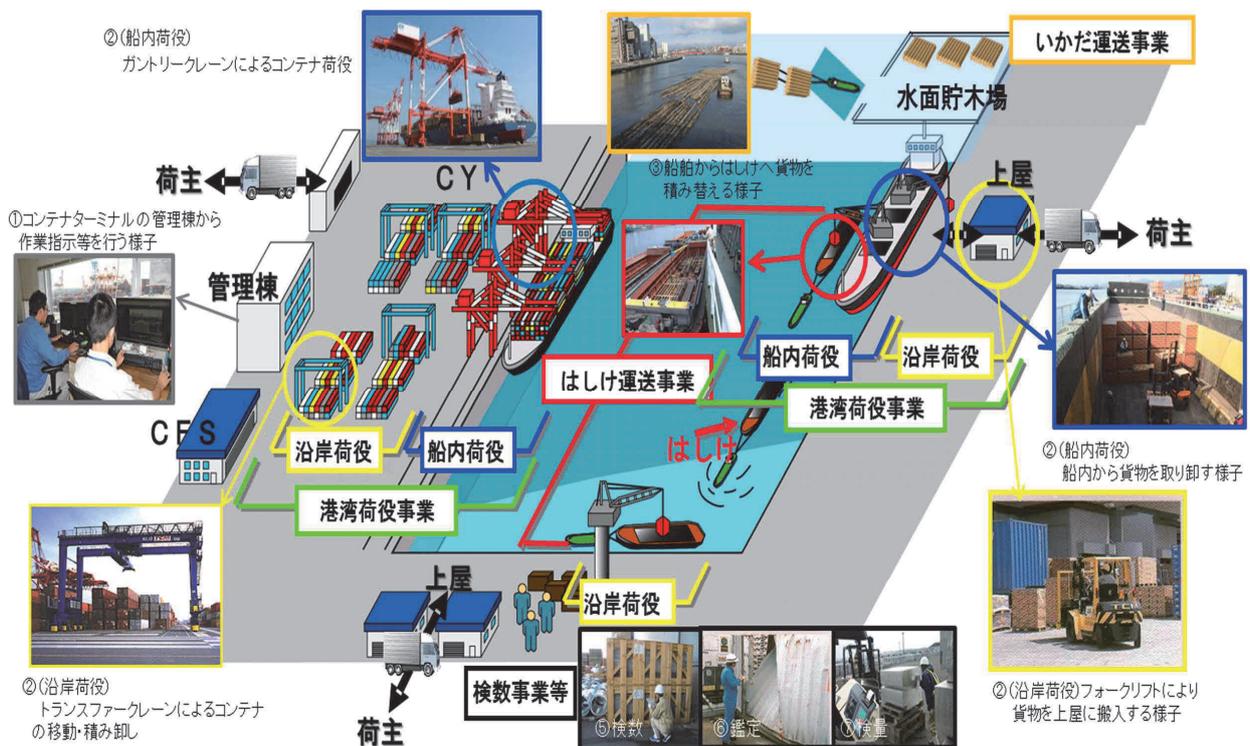


⑦ 検量事業
検量行為 (8種)



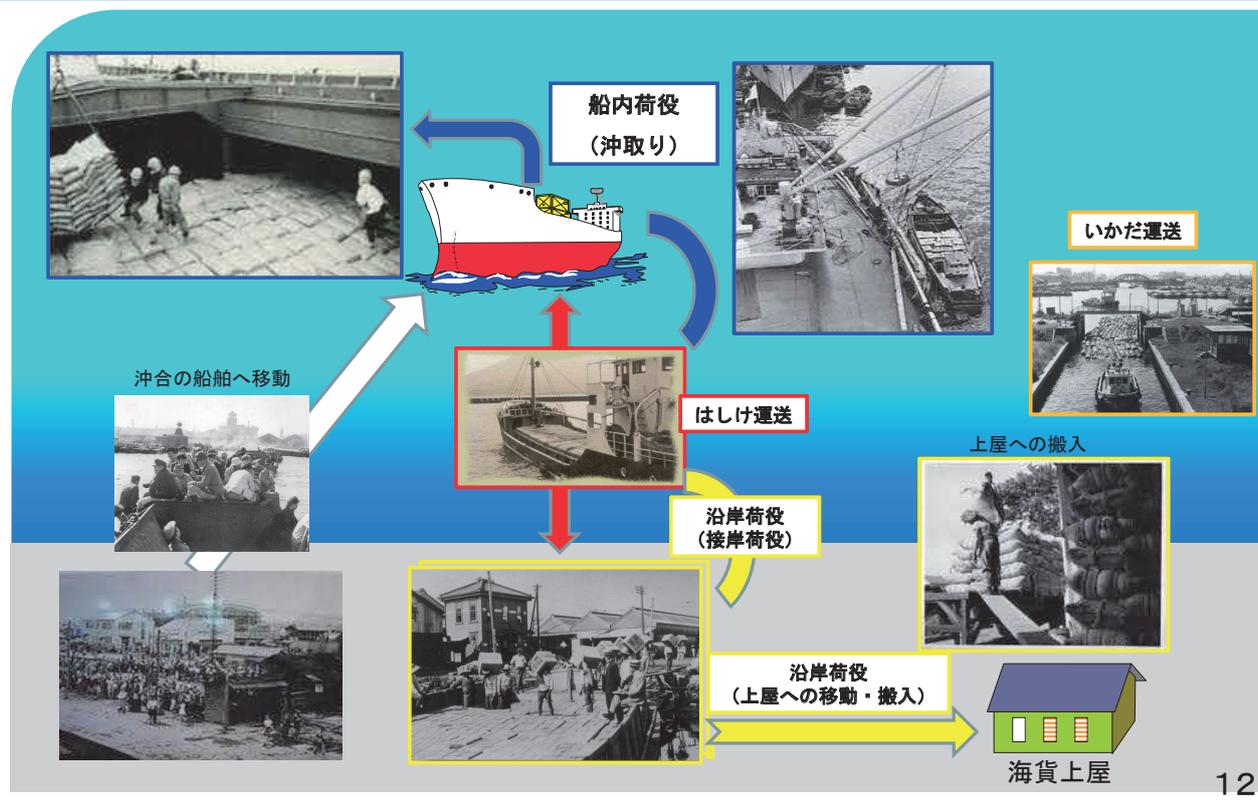
10

港湾運送事業の配置 (イメージ)



11

昔の港湾運送事業の作業形態



12

港湾運送事業法について

目的

港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する（法第1条）

規制

① 参入の許可制（法第4条）

- ・ 基準量の貨物を年間に処理し得る施設・労働者を保有すること（許可基準）
- ・ 港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令に違反していないこと（欠格事由）
- ・ 役員に暴力団対策法に係る前科等がないこと（欠格事由） 等

② 運賃・料金の事前届出制（法第9条）

- ・ 届出られた運賃・料金が他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合等の変更命令

③ 下請の制限（法第16条）

- ・ 再下請けの禁止等

規制の対象港

港湾運送事業法が適用される港湾を政令で指定（法第2条第4項）（指定港：93港）

13

港湾運送事業の許可②

許可基準（法第6条第1項）

国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- ① 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであること。
- ② 検数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
- ③ 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- ④ 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。
- ⑤ 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

16

港湾運送事業の許可③

欠格事由（法第6条第2項・令第4条）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ② 以下の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 港湾運送事業法の規定
 - 港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定
 - ・港湾労働法第10条第1項の規定（日雇労働者の雇用）
 - ・労働基準法第5条又は第6条の規定（強制労働の禁止）
 - ・職業安定法第44条の規定（労働者供給事業の禁止）
 - ・労働派遣法第4条第1項（労働者派遣事業の禁止）
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定
- ③ 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消を受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- ④ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者であるもの
- ⑤ 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

17

運賃・料金制度

事前届出（法第9条第1項・規則第7条、第8条）

港湾運送事業者は、運賃及び料金の額並びにその適用方を定め、当該運賃及び料金の予定実施期日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

変更命令（法第9条第2項）

国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ① 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- ② 他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

運賃及び料金の割戻の禁止（法第10条）

港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

18

下請の制限

【原則】

（第16条第1項）

いずれの種別においても、70%以上「直営」することが必要。

	船内	はしけ	沿岸
	下請	下請	下請
70%以上	直営	直営	直営

【基盤制度】

（第16条第2項第1号）

いずれか一つの種別において70%以上「直営」している場合は、その他の種別において関連下請事業者による行為は「直営」とみなして算入できる。

	船内	はしけ	沿岸
	下請	下請	下請
70%以上	直営	関連下請 (みなし直営)	関連下請 (みなし直営)
		直営	直営

（注）関連下請事業者：元請事業者と資本関係、役員派遣の関係、一定の契約関係がある等密接な関係があるとみられる下請事業者

（第16条第4項）

港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送は、その全部を自ら行わなければならない

19

4. 港湾運送事業の概要

港湾運送事業者数

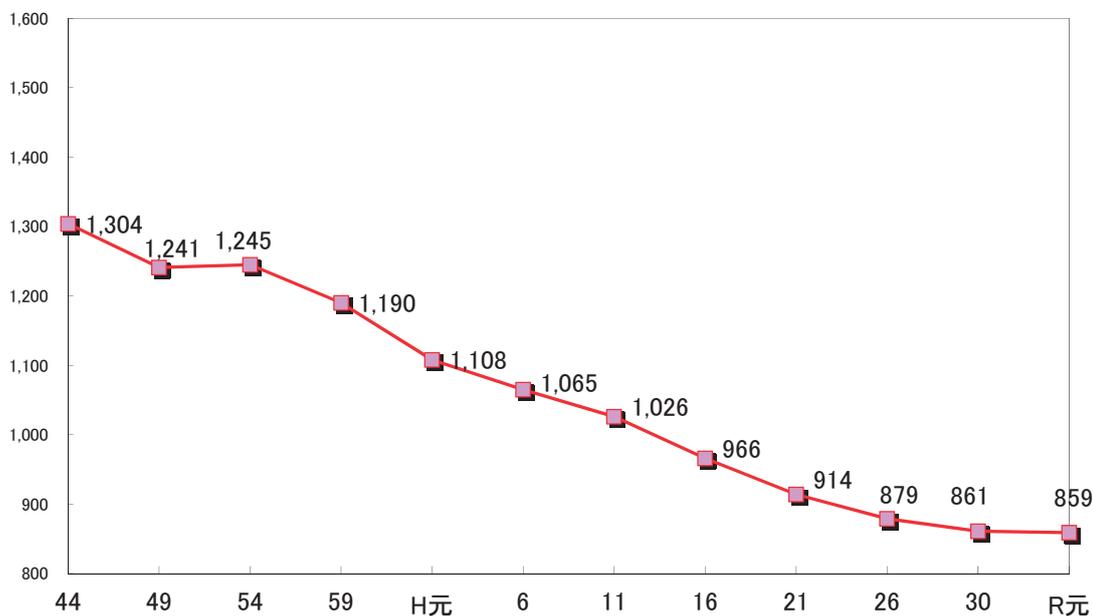
- 全国の港運事業者は859社（令和2年3月末日現在の純事業者数）であり、このうち主要9港の事業者が約6割を占め、また、中小企業割合は約9割である。

	一般港湾運送事業等	検数事業等
事業者数 (令和2年3月末)	859社	31社
許可数 (令和2年年3月末)	1,682件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般港湾運送事業 591件 ・ 港湾荷役事業 912件 ・ はしけ運送事業 143件 ・ いかだ運送事業 36件 ※指定港(93港)ごとの許可	43件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検数事業 6件 ・ 鑑定事業 15件 ・ 検量事業 22件
営業収入 (平成29年度)	1兆611億円	344億円
中小企業比率 ※資本金3億円以下 (令和2年3月末)	88.2%	91.6% (一般社団法人・一般財団法人7社を除く。)

20

港湾運送事業の現状①

○事業者数の推移

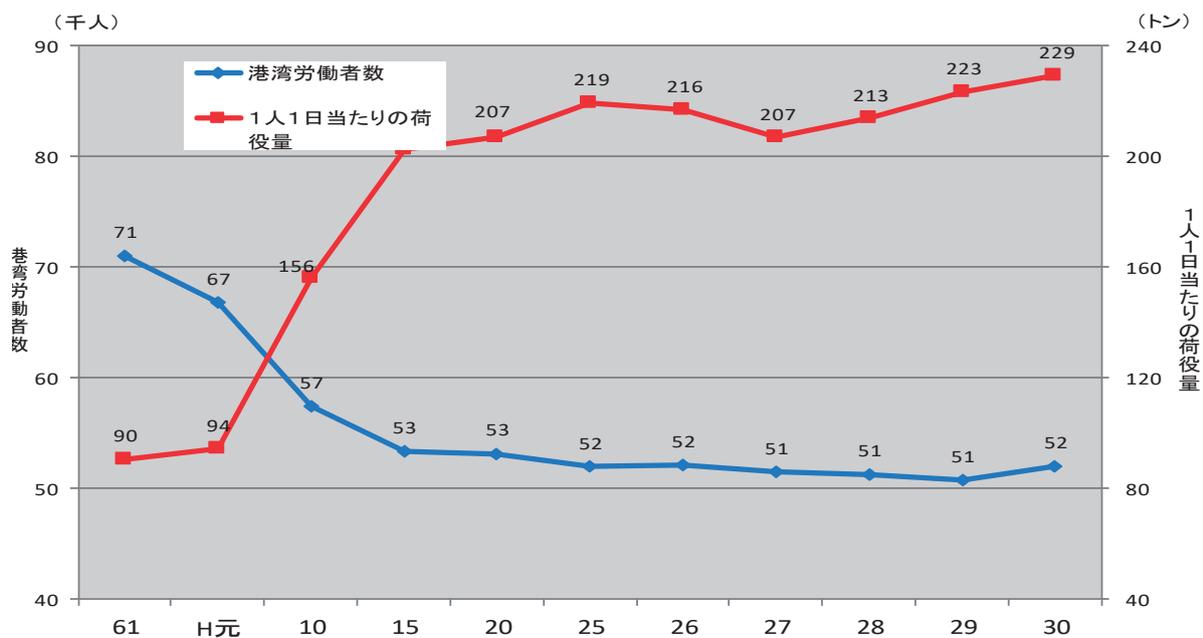


※ 検数、鑑定及び検量事業を除く。
 ※ 各年3月末の数値である。

21

港湾運送事業の現状②

○港湾労働者数・1人1日当たりの荷役量の推移



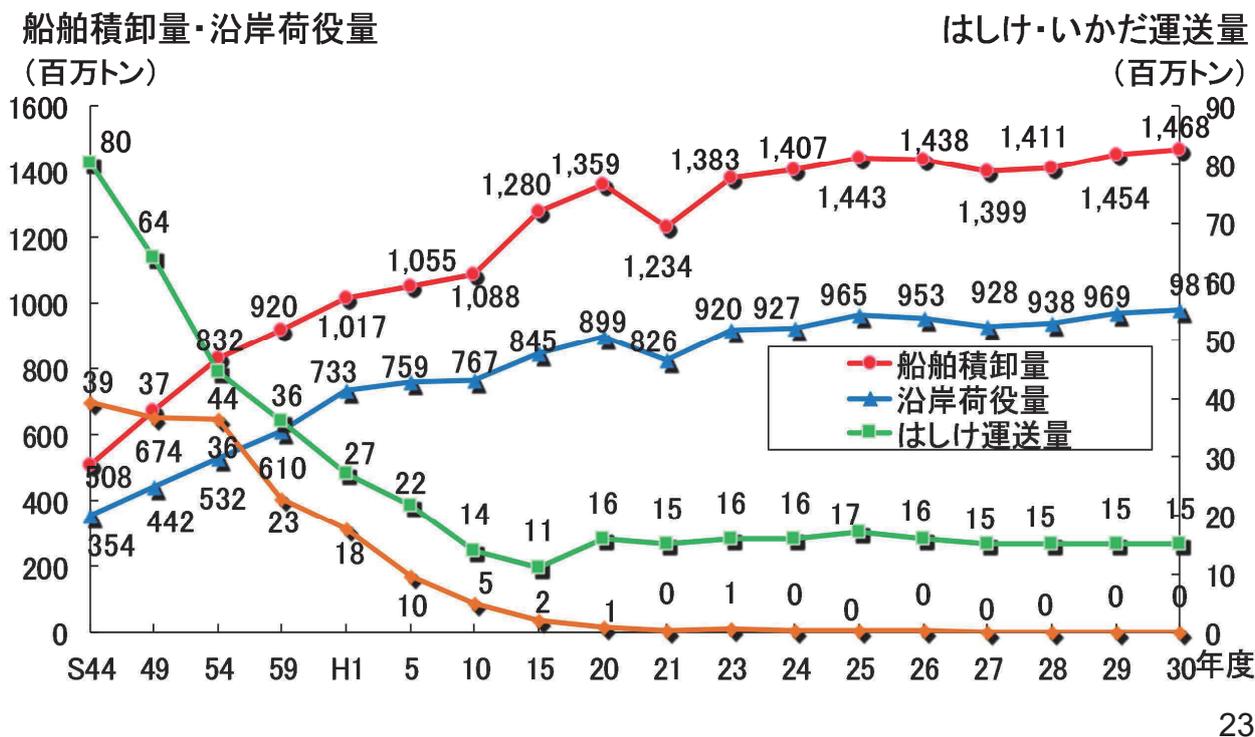
(注) 港湾労働者1日1人当たりの荷役量 = (船舶積卸量 - 沿岸荷役量の500トン未満の船舶に係る荷役量 + 沿岸荷役量) / 港湾労働者雇用延人数

出典: 国土交通省港湾局資料

22

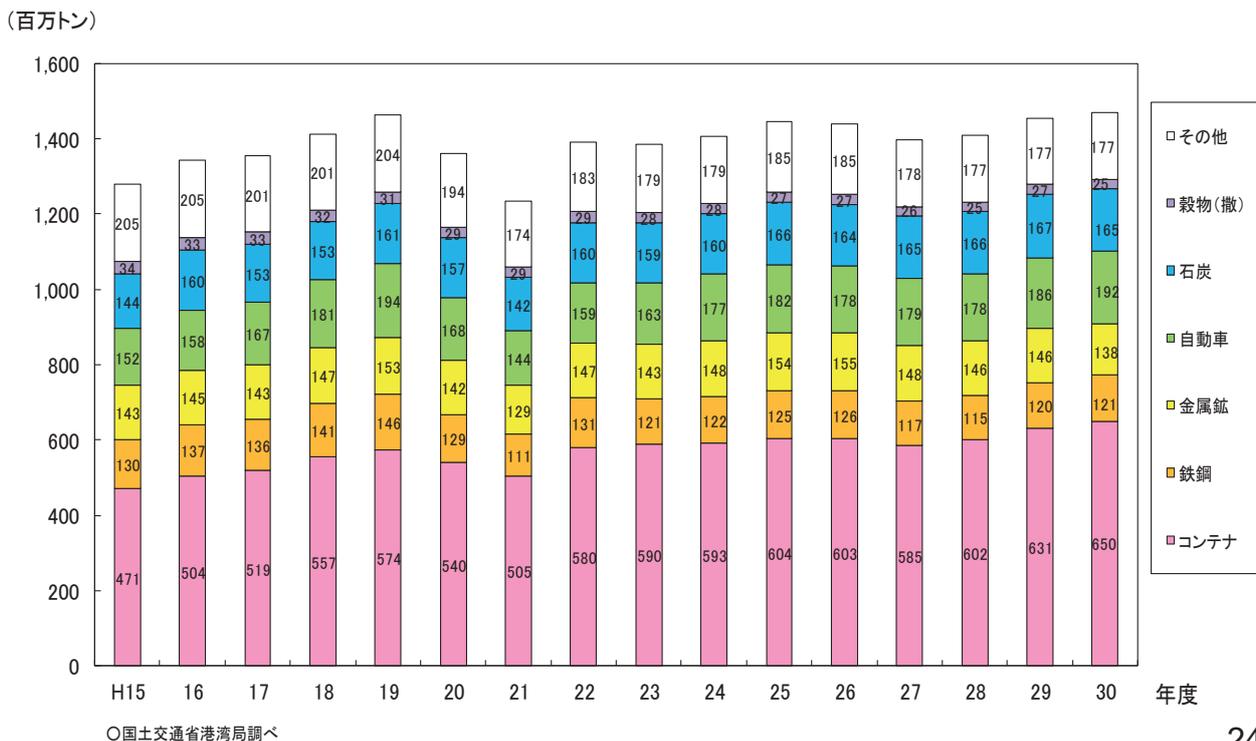
港湾運送事業の現状③

○港湾運送量の推移



港湾運送事業の現状④

○品目別船舶積卸量の推移

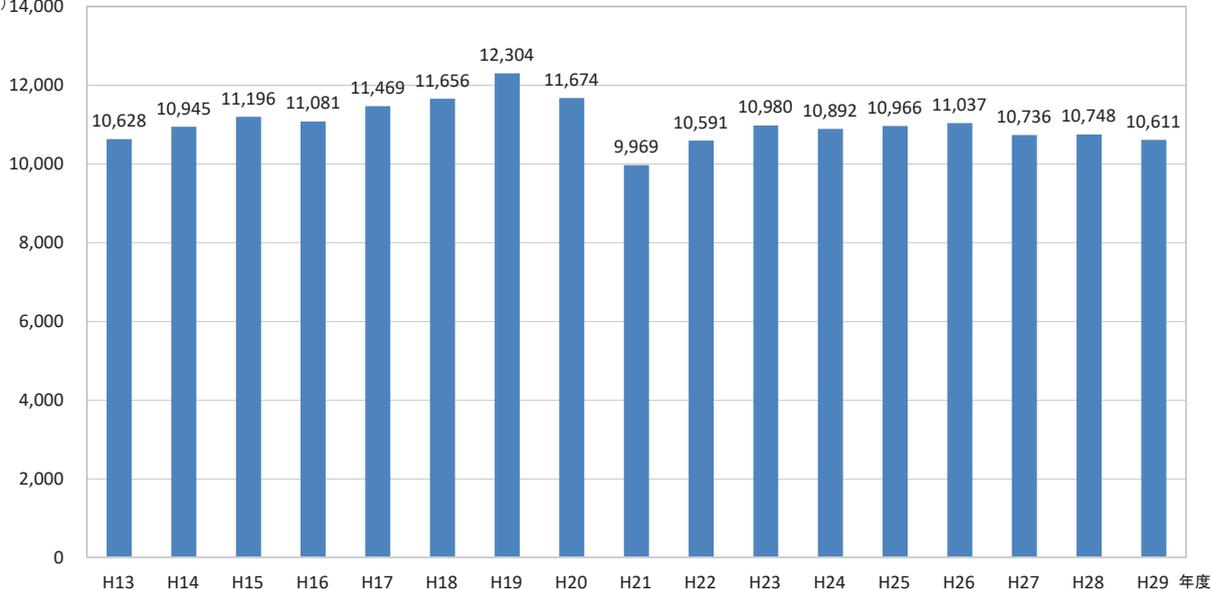


港湾運送事業の現状⑤

- ・港湾運送事業の売上高は1兆円規模
(他の物流事業の売上高：トラック 15.6兆円、倉庫 1.7兆円、内航海運 0.9兆円、外航海運 4.7兆円)
- ・近年の港湾運送の売上高は堅調に推移

< 売上高の推移 >

(億円)14,000



※港湾運送事業報告規則により提出のあった全事業者の港運部門の売上高を積み上げた数値

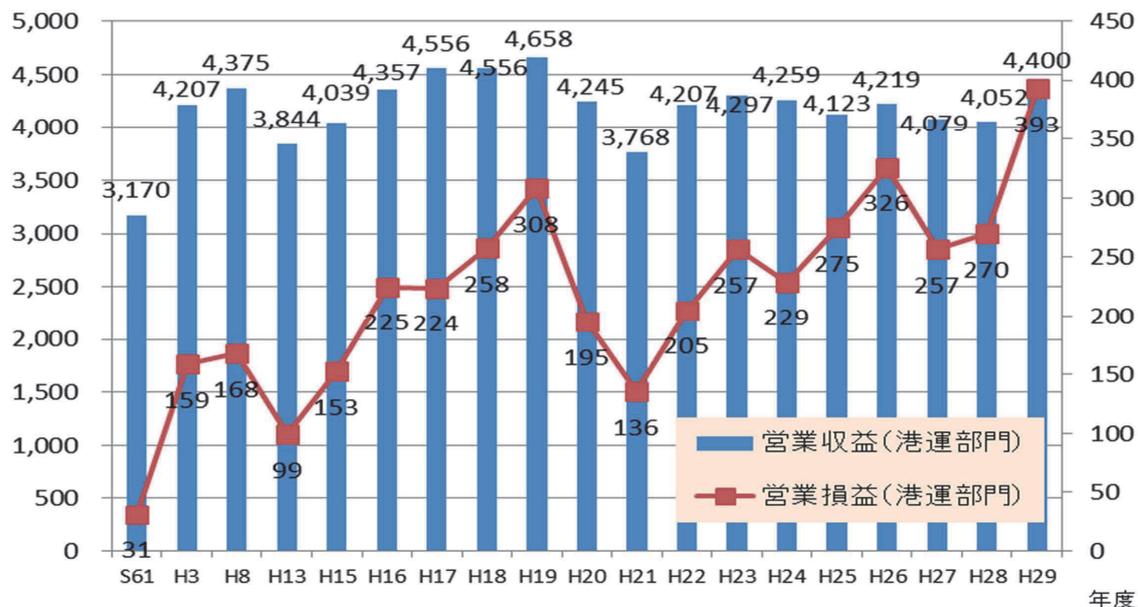
出典：国土交通省港湾局資料 25

港湾運送事業の現状⑥

< 一般港湾運送事業者(無条件)の営業収益・営業損益(平均値)の推移 >

営業収益(百万円)

営業損益(百万円)



(注) 一般港湾運送事業者(無限定)の平均値

出典：国土交通省港湾局作成

26

(一社)日本港運協会について(令和2年7月現在)

・全国のほぼ全ての港湾運送事業者によって組織されている
中央(全国)団体

歴代会長

小川 席三 (東京:小川運輸) (昭和40~48年)
高嶋 四郎雄(名古屋:伊勢湾海運) (昭和48~平成9年)
尾崎 睦 (神戸:上組) (平成9~20年)
久保 昌三 (神戸:上組) (平成21年~)

組織概要

名称:(一社)日本港運協会
創立:昭和23年8月任意団体として設立
昭和40年に社団法人に改組
(平成24年4月1日 一般社団法人となる)
所在地:東京都港区新橋6丁目11番10号 港運協会館
会員数:1,543者
関係組織:ブロック団体(6カ所)、県団体(7カ所)
地区団体(49カ所)

事業内容

- 01.港湾運送事業に関する調査、研究、啓発及び宣伝
- 02.港湾運送事業に関する情報及び資料の収集、整備並びに頒布
- 03.港湾運送事業の経営改善に関する指導
- 04.港湾運送施設の整備を図るための資金の斡旋、その他これらの施設の整備の推進
- 05.港湾運送事業の安定化、効率化及びサービスの向上のための指導及び支援
- 06.港湾運送事業に関する近代的労務管理の研究
- 07.輸入食糧の港湾運送に係わる受託業務
- 08.港湾運送事業に関する関係行政機関、国会等への建議及び陳情
- 09.港湾運送の利用者、その他港湾運送事業関係者及びこれらの団体との連絡及び交渉

役員

会長 久保昌三 (株)上組 代表取締役会長
副会長 藤倉正夫 三菱倉庫(株) 取締役会長
" 田原口誠 三井倉庫(株) 取締役会長
" 小野孝則 (株)住友倉庫 代表取締役社長
" 藤木幸太 藤木企業(株) 代表取締役社長
" 花島孝明 楠原輸送(株) 代表取締役社長
" 鈴江孝裕 鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長
" 鶴岡純一 東海海運(株) 代表取締役社長
" 後藤正三 伊勢湾海運(株) 代表取締役社長
" 溝江輝美 (株)辰巳商會 代表取締役会長
" 青井清一 住井運輸(株) 代表取締役社長
理事長 黒田晃敏 (一社)日本港運協会
常任理事 54名
理事 53名



久保昌三会長

常任委員会

*カッコ内は各委員会の委員長等

総合政策委員会	(久保会長)
総務委員会	(小野副会長)
経営委員会	(鈴江副会長)
業務委員会	(後藤副会長)
経営労働委員会	(田原口副会長)
作業委員会	(鶴岡副会長)
福利厚生委員会	(花島副会長)
税制委員会	(溝江副会長)
危機管理委員会	(藤木副会長)
環境・エネルギー対策委員会	(藤倉副会長)
会長特命事項担当	(青井副会長)

27

港湾技能研修センター(神戸)について

- 愛知県豊橋市にある港湾労働者の職業訓練施設「港湾技能研修センター」が、神戸市のポートアイランドに移転・新設
- 敷地面積を2倍にして、荷役の実地訓練ができるように大型ガントリークレーンを岸壁に据え付けるなど最新機材を備える。
- 2017年7月に着工し、2019年4月に竣工・引き渡し。2019年10月1日本格開業。
※実技教習及び自動車教習は2020年度より開講予定。

新施設の概要

- 運営主体:一般財団法人港湾労働安定協会※
※会長 溝江輝美
設立:財団法人 昭和60年4月11日
(厚生労働省・国土交通省共管法人)
一般財団法人 平成24年4月1日
所在:東京都港区新橋6-11-10 港運協会館
- 場所:神戸市中央区港島9丁目1-1
- 用地面積:約60,000平方メートル
- 施設内容:本館(宿泊施設含む)、第1研修棟、第2研修棟、実習場、自動車教習コース
- 訓練機器:ガントリークレーン、移動式クレーン、車両系建設機械、ストラドルキャリア、フォークリフト、大型自動車、大型牽引車など
- 開業年月:2019年10月1日

新施設 ※平成31年4月現在



<参考:港湾技能研修センター(豊橋)>

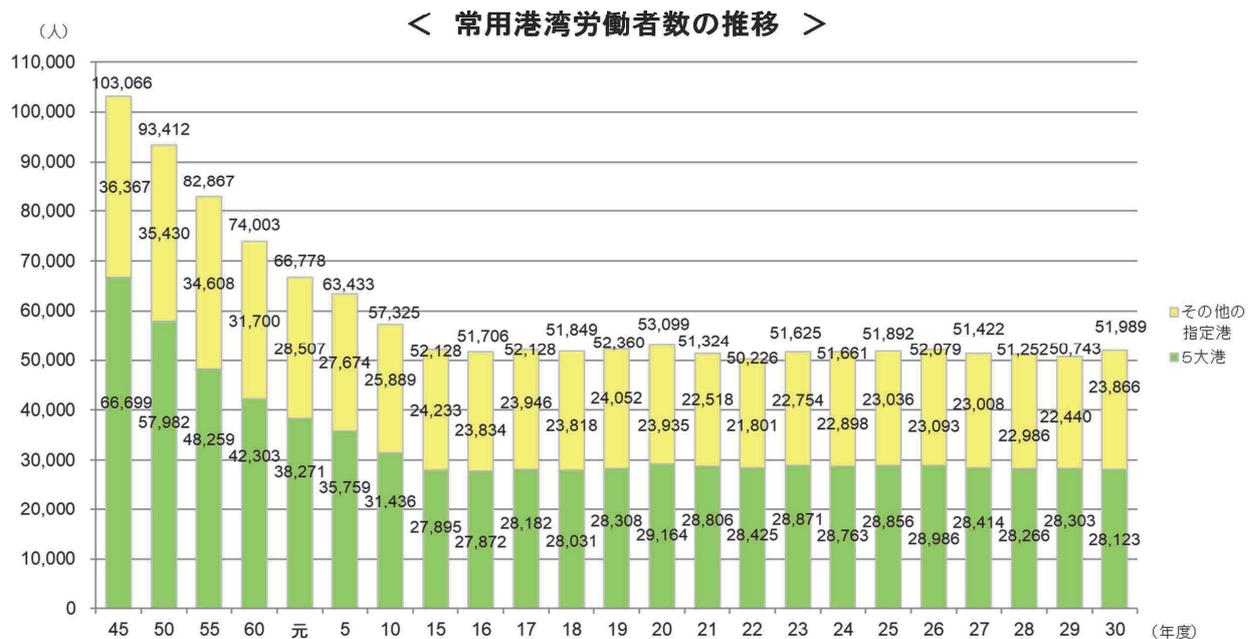
- ・場所等:昭和63年5月、愛知県豊橋市に設置
- ・敷地面積:約30,000平方メートル

28

5. 港湾労働者について

常用港湾労働者数

○常用港湾労働者数（一般港湾運送事業等に従事する者。以下同じ。）は平成30年3月末現在で、**約5万1千人**。



注) 1. 常用港湾労働者月間平均＝(各年度の各月末在籍人員の合計数)÷12月
 2. 平成22年度は、東日本大震災によるデータ消失のため、入手可能分のみ計上。

港湾労働法(6大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門))【昭和63年施行】

- 港湾運送事業には、① 日々の労働力需要が大きく異なり、
② 必要な労働力が前日まで判明しないという特殊性。
→ 日雇労働者に関する第三者の不当な介入等の懸念
※ 実際に、手配師等の不当な介入、労災の多発などの問題が発生。
- また、港湾運送事業主には中小企業が多く、雇用改善、能力開発に改善の余地。

港湾労働法に基づく港湾労働対策

上記の必要性から特別の対策を講じる必要のある港湾、行為が適用対象。
 > 東京、横浜(川崎を含む)、名古屋、大阪、神戸及び関門の六大港が対象。
 > 港湾運送(港湾荷役等)に従事する労働者が対象(法律・政令で規定)。

○ 港湾労働の雇用ルール

港湾労働法では直接常用雇用が基本となるよう、雇用の優先順位が定められており、港湾労働を行わせる事業主が右図の①～④の順で労働需要を満たすよう規定。

①の自ら雇用する常用労働者により対応できない場合には、②港湾労働者派遣事業を利用しなければならない。これにより対応できない場合に③により、それでも対応できない場合に④による対応が認められる。

○ 港湾雇用安定等計画の策定

港湾労働者の労働力需給調整、雇用改善、能力開発に関し、講ずべき措置の指針を示すもの。

(注) 労働者派遣法では港湾運送業務への労働者派遣は禁止されているが、港湾労働法において港湾における雇用ルールの一環として、派遣法の特例として「港湾労働者派遣事業」が認められている。

(参考) 常用労働者数 (港湾労働者証所持者数) 32,622人 (平成28年度月平均)
 港湾労働法適用事業所数 1,002事業所(平成28年度12月末時点)
 港湾労働者派遣事業許可事業所数 289事業所(平成30年1月1日時点)

港湾労働の雇用ルール

① 直接常用雇用

② 他の事業主の
直接常用雇用労働者を
受け入れる「港湾特例派遣」
(港湾労働者派遣事業(注))

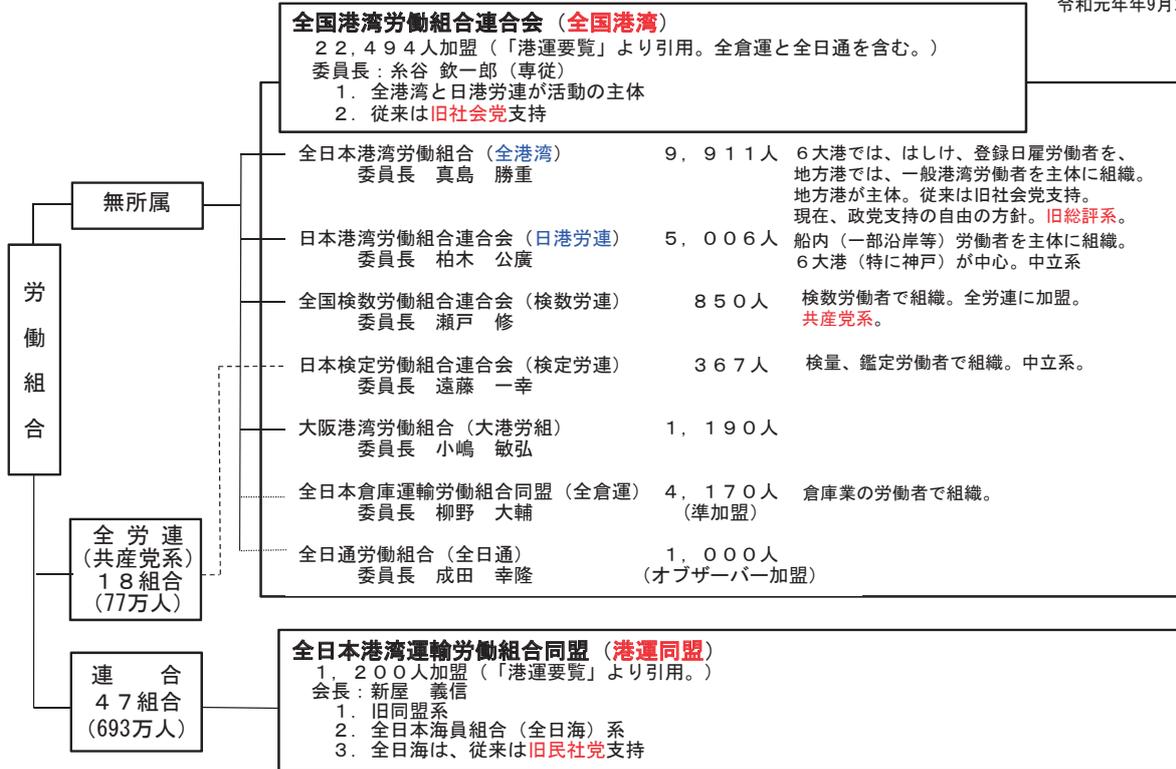
③ 安定所紹介の
日雇労働者

④ 直接雇用の
日雇労働者

30

港湾関係労働組合の概要

令和元年年9月末現在



31

港湾関係労働組合による過去のスト実績

	実施日	実施時間	実施組合	対象	影響港
H11春闘	H11.4.12(月) ～4.19(月)	夜間荷役拒否及び 日曜荷役拒否	全国港湾	全港・全職種	東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門
H15秋闘	H15.10.23(木)	08:00～10:00	全港湾	全港	全港
H17春闘	H17.3.31(木)	08:00～10:00	全港湾、門司支部	門司、鹿児島	門司港
H18春闘	H18.3.26(日) ～3.27(月)	18:00～08:00	日港労連	東京、横浜、川崎、神戸	東京、横浜、神戸
	H18.3.29(水)	08:00～08:30	全港湾、門司支部	門司、博多、佐世保、長崎	門司
※1	H18.10.6(金)	08:00～09:00 (秋田船川港は12:00まで)	全港湾	全港	
H19春闘	H19.4.8(日) ～4.9(月)	08:00～08:00	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	塩釜、東京、横浜、川崎、清水、名古屋、四日市、大阪、 和歌山下津、神戸、関門、博多、那覇
※2	H20.10.2(木)	08:00～15:00頃	全港湾	大井埠頭第3・4バース	
H22春闘	H22.3.26(金)	08:30～10:30	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	4 2港
	H22.4.5(月) ～4.6(火)	18:00～08:00			5日 4 2港 (6日は、東京、横浜、川崎、名古屋、大阪、神戸、関門で、 予定していたが、労使交渉で合意に至ったため未実施)
※3	H22.12.22(水) ～12.24(金)	22日20:00～24日15:00	全国港湾	共同海運国際有限公司運航の船舶 cscI osakaの寄港地における荷役	東京港青海A-3コンテナバース (東京・横浜・名古屋だが、東京の荷役拒否で終了)
H24春闘	H24.3.23(金)	08:00～10:00	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	3 2港
	H24.3.29(木)	08:00～10:00			1 6港
H26春闘	H26.3.23(日) ～3.24(月)	23日08:00～24日08:00	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	2 0港
	H26.3.29(土) ～3.30(日)	29日08:00～30日08:00			3 1港
	H26.4.6(日) ～4.7(月)	6日08:00～7日08:00			1 9港
H27春闘	H27.4.5(日) ～4.6(月)	5日始業時から24時間	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	1 3港
※4	H27.9.18(金)	始業時から30分間	全港湾	敦賀、七尾、那覇	
H29春闘	H29.3.26(日) ～3.27(月)	26日始業時から24時間	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	1 5港
	H29.4.2(日) ～4.3(月)	2日始業時から24時間			1 8港
※5	H31.2.4(月)	8:30～17:30	沖縄地区港湾労働組合	沖縄全港	那覇港
H31春闘	H31.3.31(日) ～4.1(月)	31日始業時から24時間	全国港湾、港運同盟	全港・全職種	1 3港
	H31.4.7(日) ～4.8(月)	7日始業時から24時間			1 8港
	H31.4.14(日) ～4.16(火)	14日始業時から48時間			3 5港
	H31.4.21(日) ～4.22(月)	21日始業時から24時間			2 0港

- ※1 秋田船川港にトラック運送事業者が港湾運送事業へ新規参入することに対し抗議
- ※2 港運事業者が子会社からの出向者3名に対し、直接雇用していないことを理由に賃上げ交渉を拒否したことに対し抗議
- ※3 中国船社が運航会社を頻繁に変更することで、荷役を行う港湾運送事業者を変更し、料金値下げを目論んでいるとし抗議
- ※4 参議院で審議が続く安全保障関連法案等に反対の意志を表明するために実施
- ※5 事前協議制度違反に対する抗議